

納税協会は幅広い公益事業を行っています

平成29年分 所得税・消費税等  
確定申告相談会場

★阿倍野税務署内では「確定申告相談会場」は開設されません。  
(用紙等の交付、作成済みの申告書等の受付は税務署内の窓口でも行っています)

種別	納税協会(会員無料)	種別	合同申告会場
会場	阿倍野納税協会 会議室	会場	谷町四丁目会場 *地下鉄谷町四丁目駅②番出口徒歩3分
相談日	2月16日(金)~3月15日(木) (土・日は休み)	開設期間	2月5日(月)~3月15日(木) (土・日・振替休日は休み)
相談時間等	9時30分~12時00分 13時00分~15時30分 (不動産・株式等の売買及び相 続・贈与に関する相談は行ってお りません)	開設時間等	2月5日(月)~2月15日(木) 9時30分~15時00分 (所得税(譲渡所得除く)・消費税(個人)) 2月16日(金)~3月15日(木) 9時15分~16時00分 (所得税・消費税(個人)・贈与税)



第214号  
平成30年2月  
発行所  
公益社団法人阿倍野納税協会  
阿倍野納貯組合連合会  
阿倍野区三町目2丁目10-32  
TEL 06(6628)0366  
FAX 06(6629)2451  
e-mail abeno@nk-net.co.jp  
http://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

確定申告にあたって

- ① 医療費控除の改正について  
・領収書の提出が不要になりました。  
・領収書は5年間自宅で保存が必要で  
す(詳細は3ページ)。
  - ② 確定申告相談会場について  
・谷町四丁目会場(詳細は4ページ)  
・確定申告書の提出にあたって  
・個人番号の記載が必要です。  
・次のa又はbのいずれかの書類のコ  
ピーの添付が必要です。  
a 個人番号カード  
b 通知カード及び運転免許証等の  
顔写真の入った証明書
  - ③ 確定申告書の作成  
・国税庁ホームページの確定申告書等  
作成コーナーをご利用下さい(詳細  
は4ページ)。
  - ④ 確定申告書作成コーナーの利用  
・国税庁ホームページの確定申告書等  
作成コーナーをご利用下さい(詳細  
は4ページ)。
- 公益社団法人阿倍野納税協会では、近  
畿税理士会阿倍野支部のご協力を得て、  
平成29年分所得税・消費税等の確定申告  
相談を実施します。
- I 事前の準備  
売上・仕入、各経費項目等の集計を  
済ませておいて下さい。
- II 持参するもの  
・税務署から郵送の関係書類一式  
・生命保険料控除証明書など、各種  
控除証明書  
・直近2年分の所得税及び消費税等  
の申告書控え及び決算書控  
・印鑑

○納税協会に加入しましょう○

税金の相談は税理士先生が担当します。  
経理や記帳についてアドバイスします。  
「企業保障プラン」等の福祉制度を利用できます。  
お問い合わせは、  
〒544510005  
大阪市阿倍野区三町目2丁目10番32号  
公益社団法人阿倍野納税協会  
電話06(9928)0366

III 申告相談

会員・非会員を問いません。  
どなた様でもご利用いただけます。  
IV 費用  
・阿倍野納税協会員は無料  
・会員以外の方は運営費用として、  
6千円をご負担頂きます。

確定申告 税務カレンダー

- 贈与税の申告と納税  
2月1日(木)~3月15日(木)
- 所得税の確定申告と納税  
2月16日(金)~3月15日(木)
- 消費税等確定申告と納税  
2月16日(金)~4月2日(月)
- 振替納税日  
安全・安心・確実な振替納税をご利用  
下さい。
- ・所得税第3期分振替納税日  
4月20日(金)
- ・所得税第3期分延納振替納税日  
5月31日(木)
- \*確定申告時に手続が必要です。  
・消費税振替納税日  
4月25日(水)

税務図書のご案内

▼平成30年3月申告用  
「所得税の確定申告の手引」  
定価2,160円  
(会員割引制度有 一部除外書籍有)  
当協会にお求めの書籍がない場合、取り  
寄せします。詳細は阿倍野納税協会まで。

# 早めに申告 早めに納税

## 事業主各位

大阪府と府内すべての市町村は  
平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 原則すべての事業主の方に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行います。
- 従業員の方で給与からの住民税の差し引き（特別徴収）ができていない方についても、原則、特別徴収の対象とします。

### 特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）は、 所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
  - 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
  - 給与の支払期間が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
  - 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）
- （※ a～dに該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。）

※ 従業員の方が常時10人未満の事業所等の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい手続きは市町村へお問い合わせください。

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

（大阪府又は市町村名を入力）特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は、  
簡単・便利な電子申告をご利用ください。



ワンポイント＝個人住民税の特別徴収について＝

## 阿倍野納税協会 事業報告

### 年末調整・消費税軽減税率 説明会

場所 平成29年11月27日  
阿倍野区役所2階 大会議室  
内容 年末調整の留意点及び給与支払報告書の作成  
・消費税軽減税率制度  
160人・社  
講師 阿倍野税務署及び大阪市船場  
法人市税事務所 担当官

### 新設法人説明会

場所 平成29年12月14日  
阿倍野産業会館3階 会議室  
内容 法人税申告書の仕組み等  
14社  
講師 阿倍野税務署 担当官

### 源泉所得税（年末調整）納付指導

場所 平成30年1月5日・9日・10日  
阿倍野産業会館3階 会議室  
内容 年末調整及び納付指導  
相談者65人  
講師 近畿税理士会阿倍野支部所属  
税理士

### パソコン会計教室

場所 平成29年12月11日・12日  
阿倍野産業会館3階 会議室  
内容 パソコン会計の導入から決算迄

参加者 12名  
講師 NKC担当講師

### e・Tax研修会

場所 平成29年12月13日（午前午後）  
阿倍野産業会館3階 会議室  
内容 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用  
16名  
講師 阿倍野税務署 担当官

### 街頭広報活動

場所 平成29年1月18日  
阿倍野区役所前付近3箇所  
内容 「平成29年分確定申告」周知  
当会個人部会

### 「租税教室」の開催

場所 平成30年3月5日  
大阪市立阿倍野小学校  
内容 税金の使い道をフリップ等を利用し仕組みを理解してもらう  
同小学校6年生  
講師 当会青年部会員

### 税務相談のご案内

毎週月の13時から16時まで税理士が無料で相談に応じております。  
・受付は15時30分迄  
・確定申告期は除きます

近畿税理士会  
阿倍野支部  
（阿倍野税務署北隣）  
☎(06) 6628-1030

### パソコン会計教室に参加して

昨年夏に一念発起し、パソコン利用による確定申告にチャレンジしようと思立、納税協会がパソコンソフトを購入し、その後、マニュアルを見ながら独学で初期設定をして科目、金額等を入力していただきました。  
丁度、秋口に町会掲示板で納税協会のパソコン教室ポスターを見、不安もあつたので、思い切って受講を申し込みました。教室は2日間コースで、パソコンを実際に操作しながら、講師と助手の方に付きっきりで教えていただきました。自己流での初期設定の一部に誤りがあることをご指摘頂き、また質問にも丁寧に教えて下さり感謝の一言です。受講の他の方々とも色々仕事の話など交わす等、勉強と充実感に満ちた2日間でした。

# 税金のことをもっと知ろう

## 日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

### ◎資金繰りにお困りの方へ

〈セーフティネット貸付（経営環境変化資金）〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円以内	運転資金 8年以内 設備資金 15年以内	0.76~1.89%

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

### ◎マル経融資（経営改善貸付）〔無担保・無保証人〕

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.11%

### ◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ

〈新企業育成貸付〉新規開業資金

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	0.30~2.55%

### 「◎教育資金を必要とされる方へ」

〈国の教育ローン〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
学生・生徒おひとりにつき 350万円以内	15年以内 在学期間内で元金のご返済を 据え置くことができます。 (ご返済期間にふくまれます)	1.76%

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入（所得）等の要件に該当していることが必要です。

(いずれも利率は平成29年12月13日現在)



お問い合わせは…

日本政策金融公庫 阿倍野支店  
国民生活事業（融資相談係）

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12  
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

## 阿倍野税務署からのお知らせ

医療費控除は  
領収書が提出不要となりました！

明細書を作成して  
提出すればOK!!

改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除の明細書”の添付  
が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要  
(税務署から求められたときは提示又は提出が必要)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付  
すると明細の記入を省略できます。

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



- ・ 医療を受けた人
- ・ 病院・薬局  
ごとに医療費を合  
計して記載します。

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！



「医療費控除の明細書」も作成できます。

※ 「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできます！

作成コーナー

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



阿倍野税務署からのお知らせ

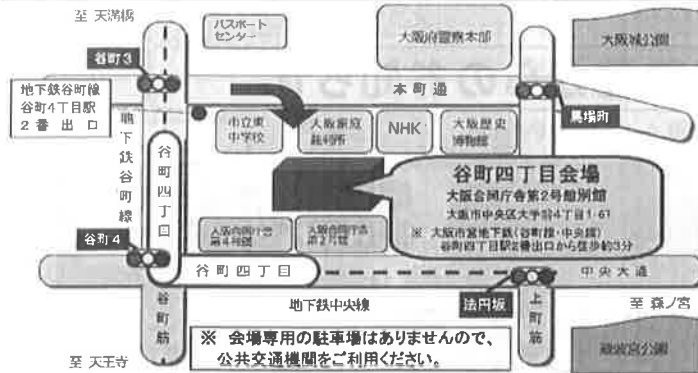
阿倍野・天王寺・浪速・東成・東・南税務署の  
所得税・消費税等の 申告書作成会場は  
「谷町四丁目会場」です!

税務署内には、申告書作成会場は開設しておりません!!

開 設 期 間	相 談 受 付 時 間	ご 案 内
平成30年 2月5日(月)～2月15日(木)	9時30分～15時	税理士による所得税・個人事業者の消費税の申告書作成会場となります(不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税の申告相談は行っていません。)
平成30年 2月16日(金)～3月15日(木)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日・振替休日は開設していません。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っていません(税務署で行っています。)

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示等は、申告書を提出する都度必要です!



申告書作成等でご不明な点は  
まず電話で確認!

- 【確定申告書等作成コーナーの操作方法】  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎0570-01-5901
- 【マイナンバーに関するお問合せ】  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178
- 【申告手続などのお問合せ】  
最寄りの税務署へお電話を!  
※自動音声でご案内しております。



※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

※ 国税庁ホームページでは、申告書の用紙や各種届出書等をダウンロードすることもできます。

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス  
www.keisan.nta.go.jp  
作成コーナー  
スマホ・タブレットをご利用ください。  
スマホ・タブレットでも利用可能!  
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

STEP 2 申告書を作成  
画面の案内に従って金額などを入力するだけ!

STEP 3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通り!

**e-Taxで送信**

事前に次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダライタ

※スマホ・タブレットからはご利用になれません。

**印刷して提出**